

整骨院・接骨院での 不適正な 保険請求 防止のお願い!!



背景には

平成21年に会計検査院が、柔道整復療養費について調査したところ、約6割が不適正な請求であることが判明しました。このため、厚生労働省が平成22年度から対策を本格化し、当健保組合も厚生労働省の指針により整骨院・接骨院での保険請求の取り扱いを厳格化しております。

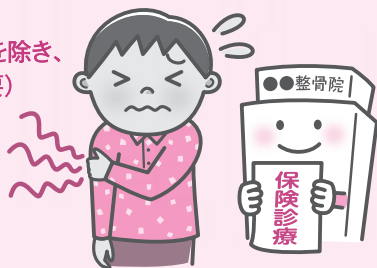
近年、整骨院・接骨院（いわゆる柔道整復師）から健保組合に請求される療養費の中には、健康保険の対象とならないものなど、不適正な請求が含まれている場合があります。新聞等でも取り上げられるなど、問題となっています。

そこで、当健保組合でも、今年4月より審査を開始し、個別に文書・電話等での調査を徹底させていただいておりますが、残念ながら不適正な事例が数々見つかっております。

健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となり、費用を請求されることもありますので、ご注意ください。
健保財政の厳しい中、加入者の皆様から頂いた保険料を適切に活用するため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

整骨院・接骨院で健康保険が
使えるのは下記に限られています。

- 急性で外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）
- 骨折・脱臼
（応急手当の場合を除き、
医師の同意が必要）



次の場合は、自費診療となり
全額自己負担となります。

例

- 日常生活からくる肩こり・腰痛・疲労・体調不良
- スポーツなどの肉体疲労・筋肉痛等
- 病気（神経痛・関節炎・五十肩・ヘルニア等）による痛みやコリ
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- マッサージ代替りの利用
- 症状の改善がみられない長期の施術

不適正な保険請求例

ケース1

「肩こり」を「肩関節捻挫」、「慢性的な腰痛」を「腰部挫傷」と偽って請求。



保険対象外です。「肩こりや腰痛」を、ケガをしたこととして保険請求してきます。

ケース2

足の施術をしただけなのに、腰もしたとして請求。



施術した部位を請求書上で勝手に増やし、請求金額を水増ししてきます。

ケース3

1回しか通院していないのに、10回と偽って請求。



請求書上で勝手に通院回数を増やし、架空の請求をしてきます。

ケース4

マッサージとして毎月定期的に受けているのに、3か月ごとに施術した部位を変えて、途切れなく請求。



保険対象外である慰安目的のマッサージなのに、ケガを数か月おきにしているように見せかけた請求書を作成し、長年にわたって保険請求してきます。



こんな整骨院・接骨院には注意!

整骨院・接骨院に通院する際の注意点を挙げましたので、ご確認のうえ不適正な請求に巻き込まれないよう、お願いします。
なお、通院した際に疑わしい点がありましたら、健保へ情報提供をお願いします。

看板



「各種保険取扱」という看板がありますが、どんな施術でも健康保険が使えるという意味ではありません。



保険が使えるのは、「急性で外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）・骨折・脱臼」のみです。

問診



例えばあなたが「デスクワークで肩こりになった」と伝えたとき、「肩の捻挫にすれば保険がききますがいいですか?」と柔道整復師からいわれて拒否しなかった場合、それはあなたも不適正な請求に結果的に合意したことになります。



体の痛みの状況は、柔道整復師に正しく伝えましょう。

窓口支払



月に1回必ず「書類（A4サイズの療養費支給申請書）に署名してください」といわれます。署名欄しか見せなかったり、白紙に署名を求められても、署名はしないでください。



この署名は、本来あなたが自身が健保に対して行う療養費申請行為を柔道整復師に依頼（委任）することを意味します。書類には「施術を受けた人の名前」「負傷原因」「負傷名」「施術日」などが記載されていますので、必ずそれらが正しいかどうか確認してから署名してください。確認せずに署名すると、知らない間に負傷箇所や施術日が増やされたり、通院していない家族の請求が発生する原因となります。



領収書は無料で発行してもらえるので、「保険（適用分）」「保険外」の各金額を確認し、必ず保管しておいてください。
後日、健保から問い合わせさせていただいた際に、提示をお願いすることがあります。

施術



柔道整復師の資格をもっていない人が行う施術には、健康保険が使えません。



整骨院・接骨院と整形外科は同じではありません。診察や診断にあたり、病院ではX線検査やCT検査あるいは血液検査を行うことができますが、整骨院・接骨院では、そうした検査を行うことは禁止されています。



施術が長期にわたる場合には整形外科を受診しましょう。症状が改善されない場合は、他の病気の可能性があります。

健保から加入者の方への照会



整骨院・接骨院からの請求を受けて、みなさんに文書照会をさせていただく場合があります。「健保から文書が届いたら持ってくるように」「回答はこう書きなさい」などという整骨院・接骨院の指示には従わないようにしてください。それは請求内容と回答の不一致を生じさせないための偽装となる可能性があり、みなさんが知らぬ間に協力してしまったことになります。



もし照会文書の質問の意味がわからないなどありましたら、直接健保へお尋ねください。

照会にご協力をお願い致します

受診時の施術内容が一致しているかを確認するため、文書や電話により照会する場合がございます。照会があった場合には、回答にご協力をお願い致します。

なお、照会の時期は手続き上、受診日から数か月後となりますので、施術を受けた場合には、領収書を保管するなど、記録をされるようお願い致します。